

首都圏大学非常勤講師組合・日本大学ユニオン

無期雇用契約への転換申し込みで何か変わるのか？

2018年4月1日以降、2013年度から5年間継続して大学で授業科目を担当してきた非常勤講師には、無期雇用契約への転換を申し込む権利が発生しています。申し込みが行われた場合、どのような変化が起こるのでしょうか？

1. 各大学は、申し込みをした労働者との契約において、翌年度から期間を定めることができなくなります。仕事があるかぎり、雇用するという契約に変わるのです。
2. 無期雇用契約となるに伴い大学側に非常勤講師の解雇を回避する法的な義務が生ずることになります。
3. 無期雇用契約への転換を申し込んだ労働者を雇止めすることは公序良俗に反する違法行為になります。

けれども、各大学は、これまで、無期雇用契約への転換を妨げる目的で、非常勤講師を一律5年で雇止めしようとしたり、非常勤講師の無期契約への転換の要件は10年の雇用継続だ、と主張したり、法の趣旨に反するを行ってきました。非常勤講師組合は、2013年以降、これらの違法行為を許さず、各大学とたたかい、ほとんどの大学で無法を正してきました。法律に定められた権利も、労働組合に加入し、たたかうこと無しに、実現される訳ではないのです。

また、逆に、無期雇用契約への転換を申し込まなかった場合、期間の定めのある契約、つまり1年なり半年毎に双方の合意で雇用を継続することを承認した。契約期間満了後の雇用の継続について、大学側が不同意であれば当然に契約を終了することに同意したと見做され、酷い場合、安易に雇止めされる危険があります。

直ちに、無期雇用契約への転換を申し込みましょう。権利の実現の

為、非常勤講師組合に加入しましょう。皆さんを心から歓迎します。

首都圏大学非常勤講師組合 電話0426-27-4420(志田昇)・FAX03-6745-5622

なぜ、日大ユニオンを結成したのか？

なぜ、ユニオンに加わる必要があるのか？

首都圏大学非常勤講師組合執行委員会は、2018年9月16日、約80名で日大ユニオンを結成しました(代表志田慎)。個別大学でのユニオン結成は早稲田大学に続き二例目です。日大ユニオンは、次の目的で結成されました。

1. 非常勤講師の雇止め・コマ減の撤回・復職と「非常勤講師ゼロ化計画」の撤回を勝ち取る
2. 違法な5年上限設定、年齢上限切下げの一方的な不利益変更を撤回させる
3. 語学学校への違法な授業委託をやめさせる
4. 非常勤講師の雇用と収入の安定化、講師給と労働条件の大幅な引き上げを勝ち取る



日大本部は「教学に関する全学的方針」で、総科目数の2割削減と専任教員の担当コマ数の6割増を打ち出し、組合への回答書では、「法令上、大学の授業科目は可能な限りすべて専任教員が担当するよう求められている」(2018年9月11日付)と、ゼロ化が法令上の義務であるかのように主張しています。黙っていたら、私たちの担当授業は全て奪われることになります。

非常勤講師ゼロ化と無期転換問題 英語通訳付き説明会 Guidance on Issues

a) part-time post elimination at Nihon University and b) non-terminal status application (with English interpretation) 2018-10-13(sat) 14:00- at Yonbancho assembly room (四番町集会室), Yonbancho 11, Chiyoda Ward